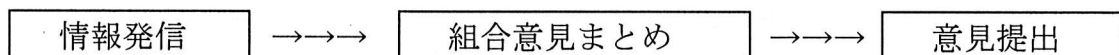


消防庁報道発表「点検報告書様式等の改正に関する意見公募」検討資料について

静岡県消防設備保守点検業協同組合 平成 31 年 2 月 7 日整理

1 組合の対応

- 消防庁予防課は、平成 31 年 1 月 21 日（月）から「点検結果報告書及び同報告書添付の点検票様式の一部改正」に関する意見公募を開始した。
- 組合では、改正案及び意見公募を、組合員だけでなく関係者や多くの国民の皆様にご覧いただくため、組合内外に情報発信を行うとともに、理事会、共同受注委員会、青年部会（業務担当委員会）等が現場の実態等を踏まえた公募意見を取りまとめ、消防庁への提出を目指すことにした。



No	情報発信先など	趣旨・目的
1	組合員	・ 組合員に伝える
2	県内関係者、県・市町、消防本部等を含む県民	・ 世論の喚起
3	県外関係者を含む国民	・ 情報の共有など
4	組合ホームページ	
5	消防庁予防課（公募意見）	・ 火災予防の推進を目指す ・ 2 月 20 日（水）必着

2 消防庁「点検報告書様式等の改正」の概要

(1) 改正される様式について

【 根拠 】 消防法第 17 条の 3 の 3 （ 防火対象物の関係者に報告義務 ）



【 実施 】 消防法施行規則第 31 条の六 第 1 項・第 3 項 （ 点検の方法・報告等を定める ）
同規則同条 第 4 項 （ 報告書様式は消防庁長官が定める ）



【 様式 】 消防庁告示 …… 公布日から改正 （ 関係法の改正に伴う部分は平成 31 年 7 月 ）

書 類 名	様式制定の原告示	内 容
ア 点検報告書様式	平成 16 年 5 月 31 日 消防庁告示 第 9 号 ↓ 様式改正の告示あり ↓ 至現在	① 別記様式第 1 「点検結果報告書」 別添-1 (新旧)
		② 別記様式第 2 「点検結果総括表」 (その 1) (その 2) 別添-2 (〃)
		③ 別記様式第 3 「点検者一覧表」 別添-3 (〃)
イ 点検票様式 (アに添付)	昭和 50 年 5 月 31 日 消防庁告示 第 14 号 ↓ 様式改正の告示あり ↓ 至現在	④ 「点検票」別記様式 1～36 ※36 種別 (消火器具の名称、所在地、防火 管理者名、立会者名、点検年月 日、点検資格者、点検者所属会 社、点検項目、点検結果、措置 内容、測定機器など) 別添-4 (新旧)

(2) 改正内容 → 次ページ

消防庁予防課「報道発表」資料 / 平成 31 年 1 月 21 日発表

昭和五十年消防庁告示第十四号（消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式）の一部を改正する件及び平成十六年消防庁告示第九号（消防法施行規則第三十一条の六第一項及び第三項の規定に基づく消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式）の一部を改正する件について

平成31年1月
消防庁予防課

【概要】

1 点検報告書様式及び点検票様式における印鑑の簡素化について

消防用設備等の点検については、消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の3の規定に基づき、防火対象物の関係者（所有者、管理者又は占有者）に対して報告義務が課されている。

点検報告書様式については平成16年消防庁告示第9号において、当該報告書に添付する消防用設備等の種類ごとの点検票様式については昭和50年消防庁告示第14号において、それぞれ定められており、各様式において報告義務者である防火対象物の関係者以外の者（点検者、立会者及び防火管理者）の押印を求めているが、消防機関において報告義務者でない者にまで押印を求め、本人確認を行う法的必要性は無いものと考えられる。

また、各様式において防火対象物の関係者以外の者にまで押印を求めることにより、自治体における電子申請システムの導入に当たり、防火対象物の関係者以外の者すべての電子証明書が必要になり、当該電子申請システムが利用されにくくなる可能性がある等の弊害が予見される。

以上のことから、各様式において求めている防火対象物の関係者以外の者の押印について不要とし、各様式における㊞マークを削除することとしたい。

2 点検報告書様式における記載内容の見直しについて

点検報告書様式において、点検報告時に必ずしも確認の必要がない項目や記載すべき内容が明確でない項目があったこと等の課題を踏まえ、点検報告書様式の記載内容の見直しを行うこととした。

3 工業標準化法の一部改正に伴う改正について

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成30年法律第33号。平成31年7月1日施行予定。）による工業標準化法の一部改正に伴い、各様式備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改めることとした。

【施行期日】

公布の日

ただし、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める部分は、平成31年7月1日。

1 意見公募対象

- ・ 消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式の一部を改正する件(案)
- ・ 消防法施行規則第三十一条の六第一項及び第三項の規定に基づく消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式の一部を改正する件(案)

2 意見公募の趣旨・目的・背景

- 1 点検報告書様式及び点検票様式における印鑑の簡素化について
- 2 点検報告書様式における記載内容の見直しについて
- 3 工業標準化法の一部改正に伴う改正について

3 資料入手方法

- ・ 電子政府の総合窓口(e-Gov)(<http://www.e-Gov.go.jp/>)の「パブリックコメント」欄及び総務省ホームページ(<http://www.soumu.go.jp/>)の「報道資料」欄に掲載。連絡先窓口でも配布。

4 意見の提出方法・提出先

- ・ 下記(1)の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所(法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)並びに連絡先(電話番号又は電子メールアドレス)を記載の上、意見提出期限までに提出してください。
- ・ 下記(2)～(4)のいずれかの場合は、意見書(別紙様式)に氏名及び住所(法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)、並びに連絡先(電話番号又は電子メールアドレス)を明記の上、意見提出期限までに提出してください。なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

(1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」を利用する場合

電子政府の総合窓口「e-Gov」(<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)の意見提出フォームからご提出ください。なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを送付する場合は(2)。

(2) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス: yobo_atmark_soumu.go.jp 総務省消防庁予防課 まで

※ スпамメール防止のため「@」を「_atmark_」と表記したが送信時には「@ (半角)」入力。

※ 極力、メール本文に意見を書き込む(添付ファイル使用の場合は「意見公募要領参照」)。

※ 電子メールアドレスの受取可能最大容量は「10MB (メール本文等含む)」。

(3) 郵送する場合

〒100-8927 東京都千代田区霞が関2-1-2 総務省消防庁予防課 まで

(4) FAX を利用する場合

FAX 番号: 03-5253-7533 総務省消防庁予防課 まで

※ 連絡先窓口の担当に電話連絡後、送付(別途、電子データによる送付依頼の場合あり)。

5 意見提出期間

- ・ 平成31年1月22日(火)から平成31年2月20日(水)まで(必着) ※ 郵送は締切日消印まで有効

6 留意事項(抜すい)

- ・ 意見が「1000字を超える」場合、その内容の要旨を添付。また、それぞれの意見には、当該意見の対象である命令等の案の名称、そのページ等を記載すること。
- ・ 提出された意見は、電子政府の総合窓口(e-Gov)及び総務省ホームページに掲載するほか、総務省消防庁予防課にて配布又は閲覧に供する。
- ・ 氏名(法人又は団体にあつては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名)、住所(所在地)、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用する。
- ・ なお、提出された意見とともに、意見提出者名(法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含まず)を公表する場合がある。法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名について、匿名希望の場合はその旨を記入すること(連絡担当者の氏名は公表せず)。
- ・ 意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・ 提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがある。その場合には、提出された意見を連絡先窓口へ備え付け、閲覧に供するのであらかじめ御了承ください。
- ・ 提出された意見を、公示又は公にすることにより、第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

【 連絡先窓口 】

総務省消防庁予防課 担当: 松葉

電話: 03-5253-7523 FAX: 03-5253-7533

電子メールアドレス: yobo_atmark_soumu.go.jp

(4) 簡単な方法／電子政府の総合窓口「パブリックコメント(意見募集中案件)」 ※ 丸枠は組合事務局

- ・ 次のホームページアドレスを入力すれば「電子政府の総合窓口／パブリックコメント」サイトが開きます。
- ・ 同サイトには、改正関連の分かりやすい資料が添付されています(下記の ○ 参照)。

<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=860201901&Mode=0>

e-Gov イーカブ 電子政府の総合窓口

ホーム> パブリックコメント > パブリックコメント(意見募集中案件) > 意見募集中案件詳細

パブリックコメント：意見募集中案件詳細

消防／消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式の一部を改正する件(案)及び消防法施行規則第三十一条の六第一項及び第三項の規定に基づく消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式の一部を改正する件(案)に対する意見公募

案件番号／ 860201901

定めようとする命令等の題名／

- ・ 消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式の一部を改正する件(案)
- ・ 消防法施行規則第三十一条の六第一項及び第三項の規定に基づく消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式の一部を改正する件(案)

根拠法令項／

- ・ 消防法施行規則(昭和36年総務省令第1号)第31条の6第4項
- ・ 平成16年消防庁告示第9号(消防法施行規則第31条の6第1項及び第3項の規定に基づく消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式)第4

行政手続法に基づく手続であるか否か／ 行政手続法に基づく手続

問合せ先／(所管府省・部局名等) 総務省消防庁予防課 電話：03-5253-7523 FAX：03-5253-7533

案の公示日／ 2019年01月22日

意見・情報受付開始日／ 2019年01月22日

意見・情報受付締切日／ 2019年02月20日

関連情報／ 意見公募要領(提出先を含む)、命令等の案

- ・ 意見公募要領 PDF
- ・ 意見書 PDF
- ・ 新旧対照表(昭和50年点検票告示)(1/4) PDF
- ・ 新旧対照表(昭和50年点検票告示)(2/4) PDF
- ・ 新旧対照表(昭和50年点検票告示)(3/4) PDF
- ・ 新旧対照表(昭和50年点検票告示)(4/4) PDF
- ・ 新旧対照表(平成16年点検報告書告示) PDF

関連資料、その他／

- ・ 改正概要 PDF
- ・ 報道資料(1/4) PDF
- ・ 報道資料(2/4) PDF
- ・ 報道資料(3/4) PDF
- ・ 報道資料(4/4) PDF

資料の入手方法／

総務省消防庁予防課において資料配付及び閲覧に供する

意見提出には画像や音声による認証が必要です。

[意見提出フォームへ >>](#)

(5) 意見書(様式)

【パターン1】A4版・1枚で書く場合

意 見 書	
平成 年 月 日	
総務省消防庁予防課 あて	郵便番号 (ふりがな) 住所(所在地) (ふりがな) 氏名(法人又は団体名等) (注1) 電話番号 電子メールアドレス
「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式の一部を改正する件(案)及び消防法施行規則第三十一条の六第一項及び第三項の規定に基づく消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式の一部を改正する件(案)」に関し、<u>別紙のとおり意見を提出します。</u> 注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、連絡担当者の氏名を記載すること。 注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。	
(別紙様式)	
御意見	
該当箇所	御意見

【パターン2】A4版・1枚と別紙で書く場合

意 見 書	
平成 年 月 日	
総務省消防庁予防課 あて	郵便番号: 〒 (ふりがな) 住所: (ふりがな) 氏名(注1): 電話番号: 電子メールアドレス:
「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式の一部を改正する件(案)及び消防法施行規則第三十一条の六第一項及び第三項の規定に基づく消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式の一部を改正する件(案)」に関し、<u>以下のとおり意見を提出いたします。</u> (以下に意見を記載する。別紙に記載する場合は「別紙に記載」と記載し、意見を記載した別紙を添付する。)	
注1: 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。 注2: 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。	

3 論点整理（組合事務局）

問題-1 3つの改正事項のうち「3 工業基準化法の一部改正に伴う改正」については、論点から除外。

問題-2 3つの改正事項のうち「1 印鑑の簡素化」と、印鑑を必要とする基盤（様式の中で責任を明示し責任履行の担保機能を組み込む）。

問題-3 3つの改正事項のうち「2 点検報告様式の記載内容の見直し」については、消防用設備等保守点検の現場で活動し、その実態を知悉する事業者として論点整理。

ア 点検結果報告書の「有資格者点検／要・不要」欄新設と、「有資格者点検の基本（消防法）」。

イ 無資格者点検も有資格者点検と同じように点検者全員を記載するかの確認。

ウ 自治体消防を基本とする消防法の基盤と現場のマンパワー。

エ 改正案を審議した消防庁予防課「消防用設備等点検報告制度のあり方に関する検討会（以下「消防庁検討会」という）」で出された報告率改善の1方策として「有資格者の範囲を拡大すべき」との委員意見や点検時の安全等から「資格者による点検を推奨」している有力消防本部の存在。

オ 改正様式と、国民生活や点検・結果報告事務の現場。

カ 改正様式と、それぞれの地域事情を有する地方や人口減少等に直面する地方の地域社会、地域経済及び地域防災力。

キ 点検結果報告書の「有資格者点検／要・不要」欄新設による消防用設備等保守点検業界及び適正点検確保への影響等。

問題-4 2種類の異なる法適用領域（有資格者点検・無資格者点検）における報告書様式のあり方。

問題-5 改正様式と、改正消防法施行令により平成31年10月1日から施行される「飲食店への消火器具設置の義務化」、そして試行・運用される「消火器点検アプリ」との関連。

問題-6 平成31年1月21日に消防庁が報道発表した資料のうち、【改正概要】（本検討資料2ページ掲載）の大項目「1 点検報告書様式及び点検票様式における印鑑の簡素化について」に記述されている「……各様式において報告義務者である防火対象物の関係者以外の者（点検者、立会者及び防火管理者）の押印を求めているが、消防機関において報告義務者でない者にまで押印を求め、本人確認を行う法的必要性は無いものと考えられる。」

※ 「防火管理者」は、消防法第8条が明文で規定し、昭和35年の法改正を含む数次の法改正により「人」による火災予防体制の核となる存在として法的に位置づけ。 → 消防基本法制研究会編著「逐条解説消防法第4版」

<図> 消防用設備等の保守点検ルール

防火対象物	1 消防用設備等の設置を義務づける防火対象物 (消防法第17条第1項の「政令で定める防火対象物」のこと)	ア 延1,000㎡以上の特定防火対象物	◎ 消防法令が定める有資格者(消防設備士等)が点検する
		イ 延1,000㎡以上かつ消防長・消防署長が指定した非特定防火対象物	
		ロ 屋内階段(避難経路)が1つの特定防火対象物	
		エ ア-ウ以外の防火対象物	○ 防火対象物の関係者が点検する(無資格者でも点検ができる)
	2 上記以外の防火対象物	オ 上記以外の防火対象物	

4 参考資料

- 【参考】消防法令上の有資格者
- 消防法施行規則第31条の6ほか
- 消防庁告示(平成16年5月31日/消防庁告示第9号)
- 同 (昭和50年10月16日/消防庁告示第14号)

- 別添-1 点検報告書様式「点検結果報告書」
- 別添-2 同 「点検結果総括表」(その1)(その2)
- 別添-3 同 「点検者一覧表」
- 別添-4 点検票様式(点検結果報告書に添付)

【参考】消防法令上の有資格者

※ 下線は組合事務局

■ 消防法第 17 条の 3 の 3（消防設備士の業務独占）

第 17 条第 1 項の防火対象物（政令で定めるものを除く。）の関係者は、当該防火対象物における消防用設備等又は特殊消防用設備等（第 8 条の 2 の 2 第 1 項の防火対象物にあっては、消防用設備等又は特殊消防用設備等の機能）について、総務省令で定めるところにより、定期に、当該防火対象物のうち政令で定めるものにあっては消防設備士免状の交付を受けている者又は総務省令で定める資格を有する者に点検させ、その他のものにあっては自ら点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければならない。

■ 同法第 17 条の 5

消防設備士免状の交付を受けていない者は、次に掲げる消防用設備等又は特殊消防用設備等の工事（設置に係るものに限る。）又は整備のうち、政令で定めるものを行ってはならない。

- 1 第 10 条第 4 項の技術上の基準又は設備等技術基準に従って設置しなければならない消防用設備等
- 2 設備等設置維持計画に従って設置しなければならない特殊消防用設備等

■ 消防法施行規則第 31 条の 6（有資格者が点検する設備等の種類、有資格者） 1～4（略）

5 法第 17 条の 3 の 3 の規定により消防設備士免状の交付を受けている者又は総務省令で定める資格を有する者が点検を行うことができる消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類は、消防庁長官が定める。

6 法第 17 条の 3 の 3 に規定する総務省令で定める資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者で、消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検に関し必要な知識及び技能を修得することができる講習であって、消防庁長官の登録を受けた法人（以下この条及び次条において「登録講習機関」という。）の行うものの課程を修了し、当該登録講習機関が発行する消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検に関し必要な知識及び技能を修得したことを証する書類（次項及び次条第 2 項において「免状」という。）の交付を受けている者（次項及び次条第 2 項において「消防設備点検資格者」という。）とする。

- 1 法第 17 条の 6 に規定する消防設備士
- 2 電気工事士法（昭和 35 年法律第 139 号）第 2 条第 4 項に規定する電気工事士
- 3 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条 並びに建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）第 27 条の 3 及び第 27 条の 8 に規定する管工事施工管理技士
- 4 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 12 条及び水道法施行令（昭和 32 年政令第 336 号）第 4 条に規定する水道布設工事監督者の資格を有する者
- 5 建築基準法第 12 条第 1 項に規定する建築物調査員資格者証の交付を受けている者又は同条第 3 項に規定する建築設備等検査員資格者証の交付を受けている者
- 6 建築士法第 2 条第 2 項に規定する一級建築士又は同条第 3 項 に規定する二級建築士
- 7 学校教育法 による大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正七年勅令第 388 号）による大学又は旧専門学校令（明治 36 年勅令第 61 号）による専門学校において機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する学科を修めて卒業した後消防用設備等又は特殊消防用設備等の工事又は整備について一年以上の実務の経験を有する者
- 8 学校教育法 による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和 18 年勅第 36 号）による中等学校において機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する学科を修めて卒業した後消防用設備等又は特殊消防用設備等の工事又は整備について 2 年以上の実務の経験を有する者
- 9 消防用設備等又は特殊消防用設備等の工事又は整備について 5 年以上の実務の経験を有する者
- 10 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると消防庁長官が認める者

■ 消防法施行令第 36 条の 2（業務独占の対象外となる「軽微な整備」）

2 法第 17 条の 5 の政令で定める消防用設備等又は特殊消防用設備等の整備は、次に掲げる消防用設備等又は必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等若しくは特殊消防用設備等の整備（屋内消火栓設備の表示灯の交換その他総務省令で定める軽微な整備を除く。）とする。

- 1 前項各号に掲げる消防用設備等（同項第 1 号から第 3 号まで及び第八号に掲げる消防用設備等については電源、水源及び配管の部分を除き、同項第 4 号から第 7 号まで及び第 9 号から第 10 号までに掲げる消防用設備等については電源の部分を除く。）
- 2 消火器
- 3 漏電火災警報器

■ 同規則第 33 条の 2（消防設備士でなくとも行うことのできる消防用設備等の工事又は範囲）

消防法施行令第 36 条の 2 第 2 項の総務省令で定める軽微な整備は、屋内消火栓設備又は屋外消火栓設備のホース又はノズル、ヒューズ類、ネジ類等部品の交換、消火栓箱、ホース格納箱等の補修その他これらに類するものとする。

消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号） 最終改正／消防法施行規則等の一部を改正する省令
（平成 30 年 6 月 1 日総務省令第 34 号）

（消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告）

第三十一条の六 法第十七条の三の三の規定による消防用設備等の点検は、種類及び点検内容に応じて、一年以内で消防庁長官が定める期間ごとに行うものとする。

2 法第十七条の三の三の規定による特殊消防用設備等の点検は、第三十一条の三の二第六号の設備等設置維持計画に定める点検の期間ごとに行うものとする。

3 防火対象物の関係者は、前二項の規定により点検を行った結果を、維持台帳（第三十一条の三第一項及び第三十三条の十八の届出に係る書類の写し、第三十一条の三第四項の検査済証、次項の報告書の写し、消防用設備等又は特殊消防用設備等の工事、整備等の経過一覧表その他消防用設備等又は特殊消防用設備等の維持管理に必要な書類を編冊したものをいう。）**に記録するとともに、次の各号に掲げる防火対象物の区分に従い、当該各号に定める期間ごとに消防長又は消防署長に報告しなければならない。**ただし、特殊消防用設備等にあつては、第三十一条の三の二第六号の設備等設置維持計画に定める点検の結果についての報告の期間ごとに報告するものとする。

一 令別表第一（一）項から（四）項まで、（五）項イ、（六）項、（九）項イ、（十六）項イ、（十六の二）項及び（十六の三）項に掲げる防火対象物 一年に一回

二 令別表第一（五）項ロ、（七）項、（八）項、（九）項ロ、（十）項から（十五）項まで、（十六）項ロ、（十七）項及び（十八）項までに掲げる防火対象物 三年に一回

4 法第十七条の三の三の規定による点検の方法及び点検の結果についての報告書の様式は、消防庁長官が定める。

5 法第十七条の三の三の規定により消防設備士免状の交付を受けている者又は総務省令で定める資格を有する者が点検を行うことができる消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類は、消防庁長官が定める。

6 法第十七条の三の三に規定する総務省令で定める資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者で、消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検に関し必要な知識及び技能を修得することができる講習であつて、消防庁長官の登録を受けた法人（以下この条及び次条において「登録講習機関」という。）の行うものの課程を修了し、当該登録講習機関が発行する消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検に関し必要な知識及び技能を修得したことを証する書類（次項及び次条第二項において「免状」という。）の交付を受けている者（次項及び次条第二項において「消防設備点検資格者」という。）とする。

一 法第十七条の六に規定する消防設備士

二 電気工事士法（昭和三十五年法律第百三十九号）第二条第四項に規定する電気工事士

三 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十七条並びに建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第二十七条の三及び第二十七条の八に規定する管工事施工管理技士

四 水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第十二条及び水道法施行令（昭和三十二年政令第三百三十六号）第四条に規定する水道布設工事監督者の資格を有する者

五 建築基準法第十二条第一項に規定する建築物調査員資格者証の交付を受けている者又は同条第三項に規定する建築設備等検査員資格者証の交付を受けている者

六 建築士法第二条第二項に規定する一級建築士又は同条第三項に規定する二級建築士

七 学校教育法による大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正七年勅令第百八十八号）による大学又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校において機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する学科を修めて卒業した後消防用設備等又は特殊消防用設備等の工事又は整備について一年以上の実務の経験を有する者

八 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校において機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する学科を修めて卒業した後消防用設備等又は特殊消防用設備等の工事又は整備について二年以上の実務の経験を有する者

九 消防用設備等又は特殊消防用設備等の工事又は整備について五年以上の実務の経験を有する者

十 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると消防庁長官が認める者

7 消防設備点検資格者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を失うものとする。

一 成年被後見人又は被保佐人となったとき。

二 禁錮 以上の刑に処せられたとき。

三 法に違反し、罰金の刑に処せられたとき。

四 消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検を適正に行っていないことが判明したとき。

五 資格、学歴、実務の経験等を偽ったことが判明したとき。

六 消防庁長官が定める期間ごとに登録講習機関の講習を修了し、当該登録講習機関が発行する免状の交付を受けなかったとき。

消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件（平成16年5月31日／消防庁告示第9号）

改正 平成18年 7月 3日消防庁告示第32号

同 21年 2月26日同 第2号
同 21年 9月15日同 第18号
同 22年 2月 5日同 第4号
同 26年 4月14日同 第14号
同 30年 3月29日同 第6号

消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第31条の6第1項及び第4項の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を次のとおり定める。

第1 用語の定義

この告示において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 点検 消防用設備等にあつては消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第17条第1項の技術上の基準に、特殊消防用設備等にあつては同条第3項の設備等設置維持計画に適合しているかどうかを確認することをいう。
- 2 消防用設備等の種類等 消防用設備等（非常電源、配線及び総合操作盤の部分を除く。）の種類及び非常電源の種別並びに配線及び総合操作盤の別をいう。
- 3 消防用設備等の機器 消防用設備等のヘッド、感知器、加圧送水装置、配管等の機器をいう。

第2 点検の内容及び点検の方法

点検の内容及び点検の方法は、次のとおりとする。ただし、特殊消防用設備等にあつては、法第17条第3項に規定する設備等設置維持計画によるものとする。

- 1 機器点検 次の事項について、消防用設備等の種類等に応じ、別に告示で定める基準に従い確認すること。
 - (1) 消防用設備等に附置される非常電源（自家発電設備に限る。）又は動力消防ポンプの正常な作動
 - (2) 消防用設備等の機器の適正な配置、損傷等の有無その他主として外観から判別できる事項
 - (3) 消防用設備等の機能について、外観から又は簡易な操作により判別できる事項
- 2 総合点検 消防用設備等の全部若しくは一部を作動させ、又は当該消防用設備等を使用することにより、当該消防用設備等の総合的な機能を消防用設備等の種類等に応じ、別に告示で定める基準に従い確認すること。

第3 点検の期間

点検の期間は、次の表の上欄（左欄）に掲げる消防用設備等の種類等並びに同表中欄に掲げる点検の内容及び方法に応じ、同表下欄（右欄）に掲げるとおりとする。ただし、特殊消防用設備等にあつては、法第17条第3項に規定する設備等設置維持計画に定める期間によるものとする。

消防用設備等の種類等	点検の内容及び方法	点検の期間
消火器具、消防機関へ通報する火災報知設備、誘導灯、誘導標識、消防用水、非常コンセント設備、連結散水設備、無線通信補助設備及び共同住宅用非常コンセント設備	機器点検	6月
屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、漏電火災警報器、非常警報器具及び設備、避難器具、排煙設備、連結送水管、非常電源（配線の部分を除く）、総合操作盤、パッケージ型消火設備、パッケージ型自動消火設備、共同住宅用スプリンクラー設備、共同住宅用自動火災報知設備、住戸用自動火災報知設備、共同住宅用非常警報設備、共同住宅用連結送水管、特定小規模施設用自動火災報知設備、加圧防排煙設備、複合型居住施設用自動火災報知設備並びに特定駐車場用泡消火設備	機器点検	6月
	総合点検	1年
配線	総合点検	1年

第4 点検の結果についての報告書の様式

点検の結果の報告は、別記様式第一の消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書に、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類等に応じ、別に告示又は設備等設置維持計画で定める点検票を添付して行うものとする。ただし、消防用設備等のうち、消防長又は消防署長が適当と認める場合にあつては、別記様式第二の消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果総括表及び別記様式第三の消防用設備等（特殊消防用設備等）点検者一覧表を添付することをもって足りるものとする。

- ・ 別記様式第1「消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書」
- ・ 別記様式第2「消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果総括表（その1）（その2）」
- ・ 別記様式第3「消防用設備等（特殊消防用設備等）点検者一覧表」

※ 附則は略

消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件
(昭和50年10月16日／消防庁告示第14号)

改正 昭和55年9月29日 消防庁告示第8号
～ 平成30年6月1日 消防庁告示第7号

昭和50年消防庁告示第3号に基づき、消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を次のように定める。消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式は、消防用設備等の種類及び非常電源の種類並びに配線及び総合操作盤の別に応じ、次のとおりとする。

- | | |
|--|--------------------|
| 1 消火器具の点検の基準及び点検票 | 別表第1及び別記様式第1 |
| 2 屋内消火栓設備の点検の基準及び点検票 | 別表第2及び別記様式第2 |
| 3 スプリンクラー設備の点検の基準及び点検票 | 別表第3及び別記様式第3 |
| 4 水噴霧消火設備の点検の基準及び点検票 | 別表第4及び別記様式第4 |
| 5 泡消火設備の点検の基準及び点検票 | 別表第5及び別記様式第5 |
| 6 不活性ガス消火設備の点検の基準及び点検票 | 別表第6及び別記様式第6 |
| 7 ハロゲン化物消火設備の点検の基準及び点検票 | 別表第7及び別記様式第7 |
| 8 粉末消火設備の点検の基準及び点検票 | 別表第8及び別記様式第8 |
| 9 屋外消火栓設備の点検の基準及び点検票 | 別表第9及び別記様式第9 |
| 10 動力消防ポンプ設備の点検の基準及び点検票 | 別表第10及び別記様式第10 |
| 11 自動火災報知設備の点検の基準及び点検票 | 別表第11及び別記様式第11 |
| 11の2 ガス漏れ火災警報設備の点検の基準及び点検票 | 別表第11の2及び別記様式第11の2 |
| 12 漏電火災警報器の点検の基準及び点検票 | 別表第12及び別記様式第12 |
| 13 消防機関へ通報する火災報知設備の点検の基準及び点検票 | 別表第13及び別記様式第13 |
| 14 非常警報器具及び設備の点検の基準及び点検票 | 別表第14及び別記様式第14 |
| 15 避難器具の点検の基準及び点検票 | 別表第15及び別記様式第15 |
| 16 誘導灯及び誘導標識の点検の基準及び点検票 | 別表第16及び別記様式第16 |
| 17 消防用水の点検の基準及び点検票 | 別表第17及び別記様式第17 |
| 18 排煙設備の点検の基準及び点検票 | 別表第18及び別記様式第18 |
| 19 連結散水設備の点検の基準及び点検票 | 別表第19及び別記様式第19 |
| 20 連結送水管の点検の基準及び点検票 | 別表第20及び別記様式第20 |
| 21 非常コンセント設備の点検の基準及び点検票 | 別表第21及び別記様式第21 |
| 22 無線通信補助設備の点検の基準及び点検票 | 別表第22及び別記様式第22 |
| 23 非常電源(非常電源専用受電設備)の点検の基準及び点検票 | 別表第23及び別記様式第23 |
| 24 非常電源(自家発電設備)の点検の基準及び点検票 | 別表第24及び別記様式第24 |
| 25 非常電源(蓄電池設備)の点検の基準及び点検票 | 別表第25及び別記様式第25 |
| 25の2 非常電源(燃料電池設備)の点検の基準及び点検票 | 別表第25の2及び別記様式第25の2 |
| 26 配線の点検の基準及び点検票 | 別表第26及び別記様式第26 |
| 27 総合操作盤の点検の基準及び点検票 | 別表第27及び別記様式第27 |
| 28 パッケージ型消火設備の点検の基準及び点検票 | 別表第28及び別記様式第28 |
| 29 パッケージ型自動消火設備の点検の基準及び点検票 | 別表第29及び別記様式第29 |
| 30 共同住宅用スプリンクラー設備の点検の基準及び点検票 | 別表第30及び別記様式第30 |
| 31 共同住宅用自動火災報知設備の点検の基準及び点検票 | 別表第31及び別記様式第31 |
| 32 住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備の点検の基準及び点検票 | 別表第32及び別記様式第32 |
| 33 特定小規模施設用自動火災報知設備の点検の基準及び点検票 | 別表第33及び別記様式第33 |
| 34 加圧防排煙設備の点検の基準及び点検票 | 別表第34及び別記様式第34 |
| 35 複合型居住施設用自動火災報知設備の点検の基準及び点検票 | 別表第35及び別記様式第35 |
| 36 特定駐車場用泡消火設備の点検の基準及び点検票 | 別表第36及び別記様式第36 |

附 則 公布の日から施行する。

附 則 昭和55年9月29日消防庁告示第8号 昭和56年1月1日から施行

～

附 則 (平成26年4月14日消防庁告示第15号)

この告示は公布の日から施行する。 ※ 記載項目「会社名」の追加

～

附 則 (平成27年3月16日消防庁告示第5号)

この告示は、公布の日から施行する。

様式集

1

書 類 名	様式制定の原告示	内 容	
ア 点検報告書 様式	平成 16 年 5 月 31 日 消防庁告示 第 9 号 ↓ 様式改正の告示あり	① 別記様式第 1 「点検結果報告書」	別添-1 (新旧)
		② 別記様式第 2 「点検結果総括表」 (その 1) (その 2)	別添-2 (〃)
		③ 別記様式第 3 「点検者一覧表」	別添-3 (〃)
イ 点検票様式 (イに添付)	昭和 50 年 5 月 31 日 消防庁告示 第 14 号 ↓ 様式改正の告示あり	④ 「点検票」別記様式 1~36 ※36 種別 消火器具の名称、所在地、防火 管理者名、立会者名、点検年月 日、点検資格者、点検者所属会 社、点検項目、点検結果、措置 内容、測定機器など	別添-4 (新旧)

— 以上、4種類 —
(新旧)

4[参考資料]

1. 点検結果報告書 (改正後) 別添1

改正後

別記様式第1

消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書

年 月 日

消防長（消防署長）（市町村長） 殿

届出者

住 所

氏 名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名) 印

電話番号

下記のとおり消防用設備等（特殊消防用設備等）の点検を実施したので、消防法第17条の3の3の規定に基づき報告します。

記

防火対象物	所在地					
	名称					
	用途					
	有資格者点検	要・不要				
規模	地上	階	地下	階	延べ面積	m ²
消防用設備等（特殊消防用設備等）の種類等	☐ 消火器具 ☐ 屋内消火栓設備 ☐ スプリンクラー設備 ☐ 水噴霧消火設備等（ ☐ 水噴霧 ☐ 泡 ☐ 不活性ガス ☐ ハロゲン化物 ☐ 粉末） ☐ 屋外消火栓設備 ☐ 動力消防ポンプ設備 ☐ 自動火災報知設備 ☐ ガス漏れ火災警報設備 ☐ 漏電火災警報器 ☐ 消防機関へ通報する火災報知設備 ☐ 非常警報器具 ☐ 非常警報設備 ☐ 避難器具 ☐ 誘導灯 ☐ 誘導標識 ☐ 消防用水 ☐ 排煙設備 ☐ 連結散水設備 ☐ 連結送水管（共同住宅用連結送水管） ☐ 非常コンセント設備（共同住宅用非常コンセント設備） ☐ 無線通信補助設備 ☐ 非常電源（ ☐ 専用受電設備 ☐ 自家発電設備 ☐ 蓄電池設備 ☐ 燃料電池設備） ☐ 配線 ☐ 総合操作盤 ☐ パッケージ型消火設備 ☐ パッケージ型自動消火設備 ☐ 共同住宅用スプリンクラー設備 ☐ 共同住宅用自動火災報知設備 ☐ 住戸用自動火災報知設備 ☐ 共同住宅用非常警報設備 ☐ 特定小規模施設用自動火災報知設備 ☐ 加圧防排煙設備 ☐ 複合型居住施設用自動火災報知設備 ☐ 特定駐車場用泡消火設備 ☐ 特殊消防用設備等					
※受付欄		※経過欄		※備考		

- 備考
- この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 有資格者点検欄については消防法施行令第36条第2項に該当する場合は「要」に○を、該当しない場合は「不要」に○を付けること。
 - 印のある欄については、該当の□印に✓を付けること。
 - 消防設備士又は消防設備点検資格者が点検を実施した場合は、点検を実施した全ての者の情報を別記様式第3に記入し、添付すること。
 - 消防用設備等又は特殊消防用設備等ごとの点検票を添付すること。
 - ※印欄は、記入しないこと。

改正前

改正前

別記様式第1

消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書

年 月 日

消防長（消防署長）（市町村長） 殿

届 出 者

住 所

氏 名

印

電話番号

下記のとおり消防用設備等（特殊消防用設備等）の点検を実施したので、消防法第17条の3の3の規定に基づき報告します。

記

防火対象物	所在地						
	名称						
	用途						
	構造・規模	造	地上	階	地下	階	
	床面積	m ²		延べ面積	m ²		
点検期間	年 月 から 年 月 まで（ 年 月 から 年 月 まで）						
消防用設備等（特殊消防用設備等）の種類等							
点検票	別添のとおり						
点検者	住 所				社 名		
	氏 名				電話番号		
	点検資格	消防設備士	種類等	交付知事	交付年月日	講習受講状況	
			甲・乙 種類	都道府県	交付番号	受講地	受講年月
					年 月 日	都道府県	年 月
					第 号		
	消防設備点検資格者	種類	特・第1・第2種	交付年月日	再講習受講状況		
				交付番号	受 講 年 月		
				年 月 日	年 月		
				第 号			
※受付欄		※経過欄		※備考			

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 点検者が複数の場合は、別記様式第3に記入し、添付すること。
- 3 消防用設備等又は特殊消防用設備等ごとの点検票を添付すること。
- 4 ※印欄は、記入しないこと。
- 5 点検期間のうち、消防用設備等と同時に特殊消防用設備等を点検する場合、その点検期間を（ ）へ記入すること。
- 6 住所、社名及び電話番号の欄は、点検者が会社（会社以外の法人に所属する場合は当該法人）に所属する場合には、当該所属する会社の住所、社名及び電話番号を記入すること。

別記様式第2

消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果総括表

(その1)

名 称			防 火 管 理 者	
所 在 地			点検実施 責 任 者	
点検種別	機器点検・総合点検・(設備 等設置維持計画による点 検)	点検年月日	年 月 日～ 年 月 日	
設 備 名	点 検 結 果		措 置 内 容	立 会 者
	判 定	不良内容		
	良・不良			
	良・不良			
	良・不良			
	良・不良			
	良・不良			
	良・不良			

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 判定欄は、正常の場合は「良」に、不良の場合は「不良」に○印を付し、不良内容欄にその内容を記入すること。
- 3 措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。

→ (その2)様式
P5

改正前

【別添】

別記様式第2

消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果総括表

（その1）

名 称			防 火 管 理 者		
所 在 地			点検実施 責 任 者		
点検種別	機器点検・総合点検・(設備 等設置維持計画による点 検)	点検年月日	年 月 日～ 年 月 日		
設 備 名	点 検 結 果		措 置 内 容	立 会 者	
	判 定	不良内容			
	良・不良			印	
	良・不良			印	
	良・不良			印	
	良・不良			印	
	良・不良			印	
	良・不良			印	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 判定欄は、正常の場合は「良」に、不良の場合は「不良」に○印を付し、不良内容欄にその内容を記入すること。
- 3 措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。

別記様式第2

消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果総括表

(その2)

設 備 名	点 検 結 果		措 置 内 容	立 会 者
	判 定	不良内容		
	良・不良			
	良・不良			
	良・不良			
	良・不良			
	良・不良			
	良・不良			
	良・不良			
	良・不良			
	良・不良			
	良・不良			
	良・不良			

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 判定欄は、正常の場合は「良」に、不良の場合は「不良」に○印を付し、不良内容欄にその内容を記入すること。

3 措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。

改正前

【別添】

別記様式第2

消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果総括表

(その2)

設 備 名	点 検 結 果		措 置 内 容	立 会 者
	判 定	不良内容		
	良・不良			印 ✓
	良・不良			印 ✓
	良・不良			印 ✓
	良・不良			印 ✓
	良・不良			印 ✓
	良・不良			印 ✓
	良・不良			印 ✓
	良・不良			印 ✓
	良・不良			印 ✓
	良・不良			印 ✓
	良・不良			印 ✓

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 判定欄は、正常の場合は「良」に、不良の場合は「不良」に○印を付し、不良内容欄にその内容を記入すること。

3 措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。

3 点検者一覽

改正後

別添3

別記様式第3

消防用設備等（特殊消防用設備等）点検者一覽表

点 検 者					設 備 名
住 所				氏 名	
社 名				電話番号	
資格		消防設備士			
種類等	交付年月日	交付番号	交付知事	講習受講年月	
甲 種 特 類	年 月 日			年 月	
甲・乙種 1 類	年 月 日			年 月	
甲・乙種 2 類	年 月 日			年 月	
甲・乙種 3 類	年 月 日			年 月	
甲・乙種 4 類	年 月 日			年 月	
甲・乙種 5 類	年 月 日			年 月	
乙 種 6 類	年 月 日			年 月	
乙 種 7 類	年 月 日			年 月	
資格		消防設備点検資格者			
種類等	交付年月日	交付番号	再講習受講年月		
特 種	年 月 日		年 月		
第 1 種	年 月 日		年 月		
第 2 種	年 月 日		年 月		

点 検 者					設 備 名
住 所				氏 名	
社 名				電話番号	
資格		消防設備士			
種類等	交付年月日	交付番号	交付知事	講習受講年月	
甲 種 特 類	年 月 日			年 月	
甲・乙種 1 類	年 月 日			年 月	
甲・乙種 2 類	年 月 日			年 月	
甲・乙種 3 類	年 月 日			年 月	
甲・乙種 4 類	年 月 日			年 月	
甲・乙種 5 類	年 月 日			年 月	
乙 種 6 類	年 月 日			年 月	
乙 種 7 類	年 月 日			年 月	
資格		消防設備点検資格者			
種類等	交付年月日	交付番号	再講習受講年月		
特 種	年 月 日		年 月		
第 1 種	年 月 日		年 月		
第 2 種	年 月 日		年 月		

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 住所、社名及び電話番号の欄は、点検者が会社（会社以外の法人に所属する場合は当該法人）に所属する場合には、当該所属する会社の住所、社名及び電話番号を記入すること。

3 資格の欄は、消防設備士又は消防設備点検資格者の区分、種類等、交付年月日、交付番号、交付機関、最新の講習（再講習）受講年月日を記載すること。

別記様式第3

消防用設備等（特殊消防用設備等）点検者一覧表

改正前

点 検 者						設 備 名	
住 所					社 名		
氏 名					電 話 番 号		
資 格	消 防 設 備 士	種 類 等	交 付 知 事	交 付 年 月 日	講 習 受 講 状 況		
				交 付 番 号	受 講 地	受 講 年 月	
		甲・乙 種 類	都 道 府 県	年 月 日	都 道	年 月	
				第 号	府 県		
	消 防 設 備 点 検 資 格 者	種 類		交 付 年 月 日	再 講 習 受 講 状 況		
				交 付 番 号	受 講 年 月		
		特 種		年 月 日	年 月		
				第 号			
		第 1 種		年 月 日	年 月		
				第 号			
第 2 種		年 月 日	年 月				
		第 号					
住 所					社 名		
氏 名					電 話 番 号		
資 格	消 防 設 備 士	種 類 等	交 付 知 事	交 付 年 月 日	講 習 受 講 状 況		
				交 付 番 号	受 講 地	受 講 年 月	
		甲・乙 種 類	都 道 府 県	年 月 日	都 道	年 月	
				第 号	府 県		
	消 防 設 備 点 検 資 格 者	種 類		交 付 年 月 日	再 講 習 受 講 状 況		
				交 付 番 号	受 講 年 月		
		特 種		年 月 日	年 月		
				第 号			
		第 1 種		年 月 日	年 月		
				第 号			
第 2 種		年 月 日	年 月				
		第 号					
住 所					社 名		
氏 名					電 話 番 号		
資 格	消 防 設 備 士	種 類 等	交 付 知 事	交 付 年 月 日	講 習 受 講 状 況		
				交 付 番 号	受 講 地	受 講 年 月	
		甲・乙 種 類	都 道 府 県	年 月 日	都 道	年 月	
				第 号	府 県		
	消 防 設 備 点 検 資 格 者	種 類		交 付 年 月 日	再 講 習 受 講 状 況		
				交 付 番 号	受 講 年 月		
		特 種		年 月 日	年 月		
				第 号			
		第 1 種		年 月 日	年 月		
				第 号			
第 2 種		年 月 日	年 月				
		第 号					

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 住所、社名及び電話番号の欄は、点検者が会社（会社以外の法人に所属する場合は当該法人）に所属する場合には、当該所属する会社の住所、社名及び電話番号を記入すること。

3 資格の欄は、消防設備士又は消防設備点検資格者の区分、種類等、交付年月日、交付番号、交付機関、最新の講習、（再講習）、受講年月日を記載すること。

4 点検票様式

(点検結果報告書に添付)

別添4

改正後

改正後

36種類

消防用設備別

別記様式第1

(その1)

消火器具点検票									
名称		防火管理者							
所在		点検者							
点検種別	機器点検	点検年月日	年 月 日	年 月 日					
点検者	資格番号	点検者所属会社	社名		TEL				
	氏名		住所						
点検項目		点検結果			判定		不良内容		
		消火器具の種類							
		A	B	C	D	E	P		
設置状況	設置場所								
	設置間隔								
	避難経路								
	避難経路								
	表示・標識								
	本体・容器								
	安全栓の封								
	安全栓								
	使用済みの表示装置								
	押し金具・レバー等								
外観	ギヤ・ノズル								
	ホース								
	ノズル・ホーン・ノズル種								
	排気圧力計								
	圧力調整器								
	安全弁								
	保持装置								
	車輪(車載式)								
ガス導入管(車載式)									

備考 1 この用紙の大きさは、B5判用紙のA4とすること。

2 消火器具の種類は、表記するものについて記入すること。Aは粉末消火器、Bは泡消火器、Cは複合式消火器、Dは二重化炭酸消火器、Eはハロゲン化炭消火器、Pは水消火器をいう。

3 点検者は、点検の場合に○印、不良の場合は不良箇条を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。

4 点検結果のある場合は、点検事項に○印を付すること。

5 点検内容欄には、点検の結果記入した内容を記入すること。

改正前

改正前

別記様式第1

(その1)

消火器具点検票											
名称		防火服						①			
所在		立会者						②			
点検種別	機器点検	点検年月日	年 月		日		年 月		日		
点検者	資格 番号	点検者 所属会社	社名		TEL						
	氏名		住所								
点検項目		点検結果						点検内容			
		消火器具の種別									
		A	B	C	D	E	F				
機 器 点 検											
設置状況	設置場所										
	設置間隔										
	避難経路										
	避難経路										
	表示・標識										
	本体・容器										
	安全栓の封										
	安全栓										
	使用済みの表示装置										
	押し金具・レバー等										
外形	ギヤ・ジョイント										
	ホース										
	ノズル・ホーン・ノズル栓										
	指示圧力計										
	圧力調整器										
	安全弁										
	吊持装置										
	車輪(車載式)										
	ガス導入管(車載式)										

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 消火器具の種別番号は、該当するものについて記入すること。Aは初動消火器、Bは担筒消火器、Cは強化玻璃火器、Dは二酸化炭素消火器、Eはハロゲン化炭素消火器、Fは水消火器をいう。
- 3 正常時は、正常の場合は○印、不良の場合は下段欄を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
- 4 器具銘のある場合は、該当事項に○印を付すこと。
- 5 点検内容欄には、点検の結果を記入すること。

消火器具 (その2)

備考 1 この用紙の大きさは、日本規格規格A4とすること。
2 消火器の種類欄は、該当するものについて記入すること。Aは粉末消火器、Bは泡消火器、Cは酸化炭素消火器、Dは二酸化炭素消火器、Eはハロゲン化物の消火器、Fは水噴火器をいう。
3 年産量は、正常の場合は〇円、不良の場合は不良個数を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
4 製造銘のある機は、該当事項に印を付すこと。
5 補填内容欄には、点検の結果記入内容を書き入れること。

備大器具 (その他2)

[illegible]

- 備考 1 この角値の大きさは、日本工業規格A44とすること。
2 消火器の識別記号は、数値するものについて記入すること。Aは粉末消火器、Bは泡消火器、Cは強化炭素消火器、Dは二酸化炭素消火器、Eはハロゲン化炭素消火器、Fは水消火器をいう。
3 判定値は、正常の場合は○印、不良の場合は不良係数を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
4 過火状のある種は、数値事項に○印を付すること。
5 検査内容欄には、最後の検査箇所内容を書き記入すること。

12

